

医療扶助のオンライン資格確認導入に係る保険医療機関及び薬局への補助

① 施策の目的

令和5年度中からの導入を目指す医療扶助のオンライン資格確認について、保険医療機関及び薬局におけるレセプトコンピュータ等既存システムの改修が必要となるため、当該費用について国庫補助を行う。

③ 施策の概要

保険医療機関等におけるシステムの改修内容が整理されるため、保険医療機関等において早期からシステム改修に着手できるよう、保険医療機関等への補助を実施する。

※医療保険におけるオンライン資格確認の仕組みを最大限活用し、医療扶助のオンライン資格確認導入を目的としての顔認証付きカードリーダーの新たな提供は行わない。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 保険医療機関等（間接補助）

【補助率】 病院，大型チェーン薬局：1/2，診療所・薬局（大型チェーン薬局を除く）：3/4

- 保険医療機関等におけるレセプトコンピュータ等のアプリケーションの改修、パッケージソフトの購入・導入、レセプトコンピュータ等の既存システムの改修等に対して、以下の上限額で補助を行う。

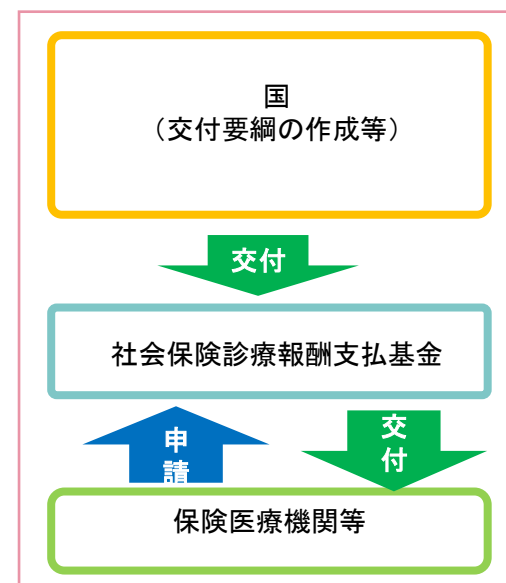
	病院	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局)	診療所 薬局(大型チェーン薬局以外)
費用の補助内容	28.3万円を上限に補助 ※事業額56.6万円を上限に、 その1/2を補助	3.6万円を上限に補助 ※事業額7.3万円を上限に、 その1/2を補助	5.4万円を上限に補助 ※事業額7.3万円を上限に、 その3/4を補助

※ 消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額

- 保険医療機関等への補助金の交付事務について、社会保険診療報酬支基金へ補助を行う。

(具体的な事務の例)

- ・ 交付申請書等の受付・取りまとめ
- ・ 申請内容の確認
- ・ 保険医療機関等への修正依頼
- ・ 申請書類の差し替え
- ・ データ入力
- ・ 保険医療機関等からの問い合わせ対応
- 等



⑤ 成果イメージ(負担軽減効果)

保険医療機関等において、診察時に本人同意のもとで健診情報等を閲覧することが可能となることにより、より良い医療サービスを提供することが可能となるほか、直ちに資格確認を行うことによる医療扶助の適正な運営が図られる。